

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度検討会 開催要領

1. 目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」（以下「SHK 制度」という。）は、温室効果ガスを一定量以上排出する者に自らの排出量の算定及び国への報告を義務付け、国が報告されたデータを集計・公表するものである。

今般、2050年カーボンニュートラルに向けた国内外の動向を踏まえ、特定排出者等の様々な削減取組を促進するため、SHK 制度の見直し等について検討することを目的として、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 構成

- （1）検討会は、学識経験者・研究者などからなる委員をもって構成する。
- （2）検討会には、座長の了解を得た者がオブザーバーとして出席できる。

3. 運営

- （1）検討会には座長を置く。
- （2）座長は検討会の議事運営にあたる。
- （3）座長は、委員の中から、座長代理を指名することができる。
- （4）座長代理は、座長不在のときは、座長の職務を代理する。
- （5）検討会は原則として公開する。ただし、公開することが適当でない場合には、座長の判断により非公開とすることができる。会議資料についても同様に、原則として公開とするが、公開することが適当ではない場合には、座長の判断により非公開とすることができる。
- （6）公開した検討会の会議録は、会議終了後に作成し、委員の確認を得た後、会議終了後 1 か月以内を目途に、公開する。

4. 事務局

検討会の事務局は、環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室と経済産業省イノベーション・環境局環境政策課環境経済室の共同とし、会議の庶務は環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室において行う。必要に応じ、事務運営の一部を外部機関に行わせることができる。